独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十九号）附則第四条第三項	引き続き施行日後の研究所（国立研究開発法人国立環境研究所を含む。以下この項において同じ。）
独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）附則第八条第二項	引き続いて森林総合研究所 引き続き森林総合研究所及び森林総合研究所 引き続き施行日後の研究所（国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項において同じ。）
高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第五条第一項	国立高度専門医療研究センターの成立 引き続いて国立高度専門医療研究センター 引き続き国立高度専門医療研究センター その者の国立高度専門医療研究センター 国立高度専門医療研究センターを
	引き続いて独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第百三十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（以下この項において「旧森林総合研究所」という。）の成立 引き続いて旧国立高度専門医療研究センター 引き続き旧国立高度専門医療研究センター（国立高度専門医療研究センターを含む。以下この項において同じ。） その者の旧国立高度専門医療研究センター 旧国立高度専門医療研究センターを
	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター（以下この項において「旧国立高度専門医療研究センター」という。）の成立 引き続いて旧国立高度専門医療研究センター 引き続き旧国立高度専門医療研究センター（国立高度専門医療研究センターを含む。以下この項において同じ。） その者の旧国立高度専門医療研究センター 旧国立高度専門医療研究センターを
	引き続き施行日後の研究所（国立研究開発法人国立環境研究所を含む。以下この項において同じ。） 引き続いて森林総合研究所 引き続き森林総合研究所及び森林総合研究所 引き続いて国立高度専門医療研究センター 引き続き国立高度専門医療研究センター その者の国立高度専門医療研究センター 国立高度専門医療研究センターを
	引き続き施行日後の研究所（国立研究開発法人国立環境研究所を含む。以下この項において同じ。） 引き続いて独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第百五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（以下この項において「旧森林総合研究所」という。） 引き続き旧森林総合研究所及び旧森林総合研究所 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第百五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（以下この項において「旧森林総合研究所」という。）の成立 引き続いて国立高度専門医療研究センター 引き続き国立高度専門医療研究センター（国立高度専門医療研究センターを含む。以下この項において同じ。） その者の国立高度専門医療研究センター 旧国立高度専門医療研究センターを

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第百四十三条　整備法第百四条の規定による改正前の特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この項において「旧特労法」という。）第七条第一項ただし書に規定する事由により旧特労法第二条第二号に掲げる職員が現実に職務をとることを要しなかった期間は、第二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法施行令（次項において「新退手法施行令」という。）第六条第三項第一号の規定の適用については、整備法第百四条の規定による改正後の行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間とみなす。

2　この政令の施行前に旧特定独立行政法人を退職した者に関する新退手法施行令第十条の規定の適用については、同条中「行政執行法人」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人」とする。

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第百四十四条　新役員退職管理令第十一条第三号及び第七号、第十二条第三号、第十五条、第二十条並びに第二十一条第二項第三号の規定の適用については、当分の間、新役員退職管理令第十一条第三号中「役員の職」とあるのは「役員の職又は旧特定独立行政法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の役員の職」と、同条第七号中「役員の職」とあるのは「役員の職若しくは旧特定独立行政法人の役員の職」と、新役員退職管理令第十二条第三号中「役員の職」とあるのは「役員の職又は旧特定独立行政法人の役員の職」と、新役員退職管理令第十五条第一項及び第二項中「であった者」とあるのは「であった者又は旧特定独立行政法人の役員であった者」と、「相当する職」とあるのは「相当する職並びに旧特定独立行政法人の役員の職」と、同条第三項中「役員の職」と、」とあるのは「役員の職又は旧特定独立行政法人の役員の職」と、」と、新役員退職管理令第二十条中「役員の職」と、」とあるのは「役員の職又は旧特定独立行政法人の役員の職」と、」と、「読み替える」とあるのは「、第十五条第一項中「であった者」とあるのは「であった者又は旧特定独立行政法人の役員であった者」と、「相当する職」とあるのは「相当する職並びに旧特定独立行政法人の役員の職」と読み替える」と、新役員退職管理令第二十一条第二項第三号中「役員の職」とあるのは「役員の職又は旧特定独立行政法人の役員の職」とする。

（官民の人材交流の範囲を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第百四十五条　旧特定独立行政法人は、第十八条の規定による改正後の官民の人材交流の範囲を定める政令第四号の規定の適用については、同号に規定する行政執行法人とみなす。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第百四十六条　この政令の施行前に公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項に規定する行政機関の職員が作成し、又は取得した第二十条の規定による改正前の公文書等の管理に関する法律施行令別表の二十四の項に規定する文書の保存期間については、なお従前の例による。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第百四十七条　中期目標管理法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十二条第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係るこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知の日（次項において「通知日」という。）までの間における第三十二条による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下この条から第百五十一条までにおいて「新独法等情報公開法施行令」という。）第四号イ(1)の規定の適用については、同号イ(1)中「同法第三十二条第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧通則法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく評価の結果」と、「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「及び旧通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

2　中期目標管理法人のうち、この政令の施行後新通則法第三十二条第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われ、かつ、この政令の施行後同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知が行われていないものに係る通知日からこの政令の施行後最初に行われる同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日又は同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日のいずれか早い日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(1)の規定の適用については、同号イ(1)中「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは、「及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。